

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○麻薬及び向精神薬取締法第59条の4の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則	薬 務 行 政 室
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第31条の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則	障 害 福 祉 課
○長崎県開発登録簿閲覧規則の一部を改正する規則	都 市 政 策 課
◎ 告 示	
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（2件）	障 害 福 祉 課
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の更新（2件）	〃
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の休止	〃
・一般競争入札の参加者の資格等	建 設 企 画 課
・道路の区域変更（3件）	道 路 維 持 課
・道路の供用開始（3件）	〃
・土砂災害警戒区域及び指定	砂 防 課
・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定解除	〃
・一般競争入札の参加者の資格等	物 品 管 理 室
◎ 公 告	
・県営土地改良事業計画の決定	農 村 整 備 課
・一般競争入札の実施	建 設 企 画 課
・測量の実施（2件）	〃
・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧	砂 防 課
・落札者等	建 築 課
・一般競争入札の実施	物 品 管 理 室
◎ 公安委員会規則	
○大型免許等を受けようとする者に対する講習の実施に関する規則の一部を改正する規則	運 転 免 許 管 理 課
○運転免許証の更新時講習等の実施に関する規則を廃止する規則	〃
◎ 公安委員会告示	
・警備員等に対する検定の実施	生 活 環 境 課
・地域交通安全活動推進委員の辞職の承認	交 通 企 画 課

◎ 雑 報

・一般競争入札の実施

長崎県公立大学法人

規 則

麻薬及び向精神薬取締法第59条の4の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月14日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第1号

麻薬及び向精神薬取締法第59条の4の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

麻薬及び向精神薬取締法第59条の4の規定に基づく費用の徴収に関する規則（昭和39年長崎県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前												
(徴収額) 第3条 前条の規定により徴収する入院費用の額は、月額とし、措置入院者、その配偶者及びその扶養義務者における措置入院者の入院のあった月の属する年度（当該入院のあった月が4月から6月までの場合にあってはその前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下「所得割」という。）の額を合算した額を基礎として次の表により認定した金額とする。 <table><tr><td>所得割の額の合算額（年額）</td><td>費用徴収額（月額）</td></tr><tr><td>564,000円以下</td><td>略</td></tr><tr><td>564,000円超</td><td>略</td></tr></table>	所得割の額の合算額（年額）	費用徴収額（月額）	564,000円以下	略	564,000円超	略	(徴収額) 第3条 前条の規定により徴収する入院費用の額は、月額とし、措置入院者、その配偶者及びその扶養義務者の前年分の所得税額（前年分の所得税額が確定していない場合には、前前年分の所得税額。以下同じ。）を合算した額を基礎として次の表により認定した金額とする。 <table><tr><td>所得税の額の合算額（年額）</td><td>費用徴収額（月額）</td></tr><tr><td>1,500,000円以下</td><td>略</td></tr><tr><td>1,500,000円超</td><td>略</td></tr></table>	所得税の額の合算額（年額）	費用徴収額（月額）	1,500,000円以下	略	1,500,000円超	略
所得割の額の合算額（年額）	費用徴収額（月額）												
564,000円以下	略												
564,000円超	略												
所得税の額の合算額（年額）	費用徴収額（月額）												
1,500,000円以下	略												
1,500,000円超	略												
2 所得割の額の算定は、地方税法の規定によるほか、次に定めるところによる。 (1) 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。 (2) 措置入院者、その配偶者又はその扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。 (3) 措置入院者、その配偶者又はその扶養義務者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によら													

ないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死が明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。

ア 地方税法第295条第1項（第2号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は0とする。

イ アに該当しない者である場合は、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額（同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の麻薬及び向精神薬取締法第59条の4の規定に基づく費用の徴収に関する規則の規定は、令和2年1月1日以後に生じた入院費用について適用する。

精神保健及び精神保健福祉に関する法律第31条の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月14日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第2号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第31条の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第31条の規定に基づく費用の徴収に関する規則（昭和35年長崎県規則第45号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（徴収する入院費用の額） 第3条 前条の規定により徴収する入院費用の月額、措置患者及びその扶養義務者における措置患者の入院のあった月の属する年度（当該入院のあった月が4月から6月までの場合にあってはその前年度分の市町村民税の所得割額。以下同じ。）の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下「所得割」という。）の額を合算した額を基礎として、別表により認定した額とする。 2 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。	（徴収する入院費用の額） 第3条 前条の規定により徴収する入院費用の月額、措置患者及びその扶養義務者の前年分の所得税額（前年分の所得税額が確定していない場合には前前年分の所得税額。以下同じ。）を合算した額を基礎として、別表により認定した額とする。

- 3 措置患者又はその扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。
- 4 措置患者又はその扶養義務者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。
- ア 地方税法第295条第1項（第2号の規定にかかる部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は0とする。
- イ アに該当しない者である場合は、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額（同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。
- 5 月の中途中で入院を開始し又は終了する場合において前条の規定により徴収するその月の入院費用の額は、前各項の規定により認定した額について、日割計算の方法により算定した額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表（第3条関係）

所得割の額の合算額（年間）	費用徴収額（月額）
564,000円以下	略
564,000円超	略

- 2 月の中途中で入院を開始し又は終了する場合において前条の規定により徴収するその月の入院費用の額は、前項の規定により認定した額について、日割計算の方法により算出した額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表（第3条関係）

所得税の額の合算額（年間）	費用徴収額（月額）
1,500,000円以下	略
1,500,000円超	略

附 則

この規則は公布の日から施行し、改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第31条の規定に基づく費用の徴収に関する規則の規定は、令和2年1月1日以後に生じた入院費用について適用する。

長崎県開発登録簿閲覧規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月14日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第3号

長崎県開発登録簿閲覧規則の一部を改正する規則

長崎県開発登録簿閲覧規則（昭和46年長崎県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（閲覧所の設置） 第2条 開発登録簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）は、次に掲げる場所に設ける。 (1) 土木部 (2) 略	（閲覧所の設置） 第2条 開発登録簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）は、次に掲げる場所に設ける。 (1) 土木部 <u>建築課</u> (2) 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

長崎県告示第81号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定した。

令和2年2月14日

長崎県知事 中村 法道

指定医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
塩塚薬局	長崎市柳谷町5-13	令和2年1月1日
うれり薬局	西彼杵郡長与町嬉里郷665	令和2年1月1日
定林薬局	西彼杵郡長与町嬉里郷707	令和2年1月1日
サニー薬局	西彼杵郡長与町嬉里郷377-10	令和2年1月1日
させば薬局 田原店	佐世保市田原町13-7	令和2年2月1日

長崎県告示第82号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定した。

令和2年2月14日

長崎県知事 中村 法道

指定医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
しかまち薬局	佐世保市鹿町町上歌ヶ浦446-3	令和元年12月1日

長崎県告示第83号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定を更新した。

令和2年2月14日

長崎県知事 中村 法道

指定医療機関の名称	所 在 地	更新年月日
天本愛命堂調剤薬局	長崎市新地町6-56-112	令和2年2月1日
吉井調剤薬局	佐世保市吉井町立石454-3	令和2年2月1日
日本調剤長崎薬局	長崎市東山手町1-9	令和2年2月1日

長崎県告示第84号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（指定訪問看護事業所等）として次のとおり指定を更新した。

令和2年2月14日

長崎県知事 中村 法道

指定医療機関の名称	所 在 地	更新年月日
エース訪問看護ステーション	長崎市新戸町3丁目3-28 山川ビル102	令和2年2月1日

長崎県告示第85号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（病院又は診療所）として指定した指定自立支援医療機関（病院または診療所）から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条第1項の規定に基づく休止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和2年2月14日

長崎県知事 中村 法道

指定医療機関の名称	所 在 地	休止年月日
築城メンタルクリニック	長崎市樺島町3番6号	令和元年12月29日

長崎県告示第86号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和2年2月14日

長崎県知事 中村 法道

1 一般競争入札に付する事項

電子入札システム改修運用管理業務委託
（委託業務番号 31債建企委第8号）

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (5) この告示の日から開札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (6) この告示の日から開札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者
- (7) この告示の日以前6月から開札期日までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者
- (8) この告示の日から開札期日までの間において、会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生計画又は再生計画の認可が決定された者を除く。）
- (9) 次に掲げる要件を満たしていない者
 - ア 平成26年度以降に、最終契約金額100万円以上の電子入札コアシステム（電子入札コアシステムと同等

のもの含む。)を用いた更新系システム開発(改修を含む。)業務について、2件以上を完了させた実績があること。

イ 平成26年度以降に、最終契約金額100万円以上の電子入札コアシステム(電子入札コアシステムと同等のもの含む。)を用いた更新系システム開発(改修を含む。)業務を完了させた実績を有する技術者を本業務の管理技術者として配置できること。なお、管理技術者は本業務の契約期間中に、受注者と直接的な雇用関係がなければならない。

ウ 平成26年度以降に、電子入札コアシステム(電子入札コアシステムと同等のもの含む。)を用いた更新系システムの運用保守業務について、2件以上の実績を有すること。

3 競争入札参加者の資格及び審査

(1) 2の(1)から(9)までのいずれかに該当する者は、1の入札に係る競争入札参加資格審査申請をすることができない。

(2) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、(3)に掲げる事項について審査し、決定する。

(3) 審査事項は、以下のアからクまでとし、その対象とする区切り又は期間は、5の(1)の競争入札参加資格審査申請書を提出する日の属する月の初日(以下「基準日」という。)、基準日の属する事業年度の前事業年度とする。

ア 純資産の額	前事業年度の純資産の額
イ 年間売上高及び構成	前事業年度の年間売上高及び構成
ウ 従業員数	基準日の前日現在の従業員数
エ 従業員の構成及び技術者の状況	基準日の前日現在の従業員数
オ 営業年数	基準日の前日までの営業年数
カ 損益状況	前事業年度の損益状況
キ 財務比率	前事業年度末日現在における次に掲げる各比率
(ク) 自己資本構成比率	
(ケ) 資本負債比率	
(コ) 流動比率	
(サ) 売上高総利益率	
ク 2の要件	

4 資格審査申請の時期

この告示の日から、令和2年3月2日(月)までの間(長崎県の休日进行を定める条例(平成元年長崎県条例第43号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時までとする。ただし、来所する場合は正午から午後1時までを除くものとする。

5 資格審査申請の方法

(1) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)は、この告示の日から(3)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、下記のホームページからダウンロードし入手することもできる。

長崎県入札情報サービスポータルサイトの公告一覧へ掲載

<http://www.doboku.pref.nagasaki.jp/bidding/info/index.html>

(2) 申請書の提出方法

入札に参加しようとする者は申請書に次の書類を添え、(3)に掲げる場所に持参し、提出すること。なお、提出書類は原本とし、競争入札参加資格審査申請日から3月以内に発行されたものとするが、次のイ、ウの(イ)、エの(ウ)、ケ及びコの添付資料については、この限りでない。

ア 誓約書(様式第2号)

イ 営業概要書

ウ 法人にあっては、次の(ウ)及び(イ)

 (ウ) 登記簿謄本

 (イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

エ 個人にあっては、次の(ウ)から(ウ)まで

 (ウ) 本籍地の市町村長の発行する身元(分)証明書

- (イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
- (ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

オ 県税に関し未納がないことを証する証明書

カ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

キ 印鑑届（様式第3号）

ク 口座振替申込書（様式第4号）

ケ 業務実績表（様式第5号）

2の(9)のア及びウに掲げる業務実績について記載すること。なお、記載した業務の契約書の写し、業務の完了が確認できる書類（完了確認書等）及び業務内容が2の(9)のア及びウに掲げる実績を満たすことがわかる書類（仕様書等）を添付すること。

コ 配置予定技術者の資格及び経験（様式第6号）

2の(9)のイに掲げる配置予定技術者の実績について記載すること。なお、記載した業務の契約書の写し、業務の完了が確認できる書類（完了確認書等）、業務内容が2の(9)のイに掲げる実績を満たすことが分かる書類（仕様書等）及び配置予定技術者の役割が分かる書類（従事職名、業務体制における位置付け、役割が分かる配置予定技術者の通知書、業務計画書等）を添付すること。

サ 指名停止の報告に係る誓約書（様式第7号）

(3) 申請書の交付及び提出場所

長崎県 土木部 建設企画課 技術情報班

〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号

電話 095-894-3023（直通）

FAX 095-894-3461

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官史事務規定（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の規定により定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 入札への参加を希望する者の責務

提出した書類に関して、長崎県から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。また、受注実績を証する書類を提出した者は、長崎県に対し、受注実績を証する書類に記載のある相手方への事実確認のための照会を行うことを許諾したものとみなす。

(6) その他

ア 郵送による交付は行わない。

イ 郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）による提出は可とする。ただし、令和2年3月2日午後5時必着とする。

6 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第9号）により通知（郵送）する。

7 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が休日に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第8号）を提出しなければならない。

8 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和3年3月31日までとする。

9 資格審査申請事項の変更

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届（様式第10号）を提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 所在地
- (3) 代表者
- (4) 資本金（法人の場合）
- (5) 使用印鑑
- (6) 委任事項
- (7) 金融機関取引口座
- (8) 電話番号

10 競争入札参加資格変更審査申請

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事由が生じ、当該資格を当該事由の相手方である新たな事業者へ承継させたいときは、遅滞なく競争入札参加資格変更審査申請書（様式第11号）に、別に定めるところにより関係書類を添えて提出して審査を受け、その承認を得なければならない。

- (1) 合併（会社法第748条）、吸収分割（同法第757条）若しくは新設分割（同法第762条）をしようとする場合若しくはした場合又は事業譲渡（同法第467条）若しくは営業権の移行をしようとする場合若しくはした場合
- (2) 営業譲渡（商法（明治32年法律第48号）第15条第1項）をしようとする場合若しくはした場合又は相続等の場合
- (3) 個人事業者が法人事業者となる場合又は法人事業者が個人事業者となる場合

11 資格の取消し等

- (1) 入札参加者の資格を有する者が、2の(1)、(2)、(5)又は(6)のいずれかに該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
- (2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
- (3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

12 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

競争入札参加資格がないと認められた者は長崎県建設関連業務委託苦情処理手続要綱に準じ、契約担任者に対して競争入札参加資格がないと認めた理由又は不服のある事実について説明を求めることができる。この場合において、同要綱の別表中「落札候補者のうち不適格と認められた者」を「競争入札参加資格がないと認められた者」と、「不適格と認めた理由」を「競争入札参加資格がないと認めた理由」と、「競争参加資格要件不適格通知書」を「資格審査結果通知書」と読み替える。

説明を求めることができる期間及びその回答期限は次のとおりとする。

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた理由に対する苦情申立期限等
 - ア 競争入札参加資格がないと認められた理由に対する苦情申立期限
資格審査結果通知書による通知をした日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）
 - イ 上記回答期限
苦情申立期限の日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）
 - ウ 上記回答に対する再苦情申立期間
回答を行った日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）
- (2) 問合せ先
5(3)の部局とする。

13 その他

- (1) 入札制度関係要綱要領（長崎県建設関連業務委託苦情処理手続要綱等）は、長崎県ホームページに掲載する。

<http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/tochi-kensetsugyo/test-tochi-kensetsugyo/>

- (2) 不明な点に関する問合せ先

5(3)の部局とする。

長崎県告示第87号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年2月14日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般国道

路 線 名 251号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
南島原市布津町丙字下新田1685番1地先から 南島原市布津町丙字上新田1648番19地先まで	前	15.0～28.0	39.1	
	後	12.1～20.7	39.1	

長崎県告示第88号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年2月14日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般国道

路 線 名 251号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
南島原市布津町丙字上新田1646番11地先から 南島原市布津町丙字上新田1646番10地先まで	前	12.9～14.0	8.8	
	後	11.4～11.6	8.8	

長崎県告示第89号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年2月14日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般国道

路 線 名 202号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
佐世保市江上町869番4地先から 佐世保市江上町866番2地先まで	前	26.5～28.7	8.6	
	後	26.5～28.1	8.6	

長崎県告示第90号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年2月14日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 251号	南島原市布津町丙字下新田1685番13地先から 南島原市布津町丙字上新田1646番10地先まで	令和2年2月14日

長崎県告示第91号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年2月14日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 202号	佐世保市江上町950番1地先から 佐世保市針尾東町36番3地先まで	令和2年2月14日

長崎県告示第92号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年2月14日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 諫早多良岳線	諫早市大場町136番2地先から 諫早市大場町189番5地先まで	令和2年2月14日

長崎県告示第93号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

なお、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に関する公示図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県県北振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

令和2年2月14日

長崎県知事 中村 法道

箇所番号	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の種別	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
佐世保一（急）－1485	佐世保市大宮町	急傾斜地の崩壊	警戒区域	公示図書中の図面において表示

長崎県告示第94号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、平成26年長崎県告示第640号で土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定した次の区域について、同法第7条第6項及び第9条第8項の規定により、指定を解除する。

なお、その公示図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県県北振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

令和2年2月14日

長崎県知事 中村 法道

箇所番号	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の種別	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
佐世保一（急）－1485	佐世保市大宮町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	公示図書中の図面において表示

長崎県告示第95号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和2年2月14日

長崎県知事 中村 法道

1 調達する物品の種類

調達する物品の種類は、次のとおりとする。

2 入札第4号 船舶用燃料（免税軽油）【単価契約】

予定数量 892,000 リットル

2 競争入札に参加することができない者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しないものである。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者

(4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

(5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から令和2年3月6日までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる

場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあっては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本

(イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

イ 個人にあっては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

カ 印鑑届（様式第2号）

キ 口座振替申込書（様式第3号）

ク 取扱品目明細書（様式第4号）

ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）

コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）

サ 指名停止の報告に係る誓約書（様式第10号）

シ その他知事が必要と認める書類

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1

〔名称〕長崎県出納局物品管理室

〔電話〕095-895-2884

〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>

4 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。

5 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第11号）を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)の(カ)から(サ)まで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。

7 資格の有効期間及び更新手続

- (1) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和3年9月30日までとする。
 - (2) 有効期間の更新手続
(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和3年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。
- 8 資格の取消し等
- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
 - (2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
 - (3) 資格取消等の通知
競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

公 告

県営土地改良事業計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営新地地区土地改良事業（ため池整備事業）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和2年2月14日

長崎県知事 中村 法道

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
新地地区県営農村地域防災減災事業（ため池整備事業）土地改良事業計画書
- 2 縦覧期間
令和2年2月14日から令和2年3月5日まで
- 3 縦覧場所
西海市役所西海ブランド振興部農林課
土日祝日は西海市役所本庁宿直室

一般競争入札の実施（公告）

業務の委託について一般競争入札に付すので、次のとおり公告する。

令和2年2月14日

長崎県知事 中村 法道

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 委託業務番号 31債建企委第8号
 - (2) 委託業務名 電子入札システム改修運用管理業務委託
 - (3) 履行場所 発注者が指定した場所及び受注者の申請により発注者が認めた場所
 - (4) 履行期限 令和3年3月31日限り
 - (5) 業務概要 電子入札システムの改修運用管理業務
 - (6) 業務の仕様等 入札説明書による。
 - (7) 最低制限価格 なし

(8) 入札の方法

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 1回目の入札書の提出方法は郵便（一般書留又は簡易書留）とする。なお、提出場所等については、9の入札書の提出場所、受理期限等による。なお、悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等、入札参加者に瑕疵のない特別な理由による郵便遅延が発生した場合、必要に応じて郵便遅延の理由を調査し、開札を延期することもある。

ウ 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、直ちに再度、再々度の入札を行う場合がある。このため、再度、再々度の入札に参加する意思のあるものは、必ず開札に立ち会うこと。なお、立ち会う際には、競争入札の参加者の資格等に関する告示（令和2年長崎県告示第86号）に係る資格審査結果通知書又はその写しを開札会場で提示すること。

2 入札参加資格

競争入札の参加者の資格等に関する告示に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

入札参加を希望する者は、競争入札の参加者の資格等に関する告示に定める申請書に必要事項を記載の上、次の場所へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

5の部局等とする。

また、長崎県入札情報サービスポータルサイトの公告一覧からダウンロードし入手することもできる。

<http://www.doboku.pref.nagasaki.jp/bidding/info/index.html>

なお、郵送による交付は行わない。

(2) 提出期限、提出方法等

ア 提出期限

令和2年3月2日午後5時までとする。

イ 提出方法

5の部局等へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は、書留郵便（一般書留又は簡易書留）によりアの提出期限必着とする。

ウ 申請に関する問合せ先

5の部局等とする。

4 入札参加条件

(1) 当該業務の仕様の内容の全部を第三者に委任し、又は請け負わせることなく、確実に履行できると見込まれる者であること。

(2) 7の交付方法により入札説明書の交付を受けた者であること。

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

（住 所）〒850-8570長崎市尾上町3番1号

（名 称）長崎県土木部建設企画課 技術情報班

（電 話）095-894-3023

（F A X）095-894-3461

6 契約条項を示す場所

5の部局等とする。

7 入札説明書の交付方法等

(1) 入札説明書

ア 交付期間 この公告の日から令和2年3月2日午後5時まで

イ 交付場所 5の部局等とする。なお、郵送による交付は行わない。

(2) 入札説明書等に対する質問

ア 提出期間 この公告の日から令和2年3月17日午後5時まで（必着）

イ 提出先 5の部局等とする。

(3) 質問へ対する回答

ア 回答期限 令和2年3月19日まで

イ 回答方法

㍑ 個別事項は、当該者にファクシミリにて回答する。

㍑ 全参加者に関する事項は、長崎県入札情報サービスポータルサイトの公告一覧へ掲載する。

<http://www.doboku.pref.nagasaki.jp/bidding/info/index.html>

(4) その他

ア 上記の期間は、長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後5時までとする。ただし、持参する場合は正午から午後1時までを除くものとする。

イ 入札説明会を行わない。

ウ 入札説明書等に対する質問は、書面によるものとし、持参又は郵送（一般書留又は簡易書留）で行うこととするが、時間的に不可能でやむを得ない場合は電送（ファクシミリ）も可とする。ただし、電送後直ちに原本を郵送すること。なお、質問者は郵送又は電送（ファクシミリ）を問わず、必ず提出先に着信を確認すること。

エ 入札参加希望者は、入札説明書の解釈に疑義がある場合は必ず質問し、確認すること。なお、質問の提出期間後の質問は受け付けない。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所及び受理期限等

(1) 提出場所 5の部局等とする。

(2) 受理期限 令和2年3月26日 午後5時まで（必着）

(3) 提出方法 郵送（一般書留又は簡易書留により受理期限内必着のこと。）

(4) 入札書について

ア 入札金額（首標数字）は訂正することができないこと。

イ 入札書の提出後は、書換え及び撤回をすることができないこと。

ウ 入札書の宛名は「長崎県知事 中村 法道」とすること。

エ 入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正箇所を押印すること。

オ 誤算、違算及び記載間違いがないよう、十分注意すること。

カ 1回目の入札書の提出（郵送）については、下記のとおり2重封筒で提出すること。

㍑ 内封筒には入札書のみを入れ、封かんのうえ、封筒に委託業務番号、委託業務名、開札日、商号又は名称及び代表者名を記入すること。

㍑ 外封筒には、「入札書を入れた内封筒」と「資格審査結果通知書の写し」を入れ、封かんの上、封筒の表面又は裏面に開札日、委託業務番号、委託業務名、商号又は名称、代表者名、担当者の所属、担当者の氏名、連絡先（電話及びFAX）を記入すること。

㍑ 内封筒のなかに複数の入札書が入っている又は入札書が入った内封筒が複数提出された場合、当該入札は無効となるので、十分注意すること。

㍑ 入札書の「年月日」欄には入札書を作成した日又は郵送した日を記入すること。

キ 1回目の入札書の提出については代理人による入札を認めないこと。

ク 2回目以降の入札書の提出（開札会場で直接提出）については、入札書は封かんの上、封筒に委託業務番号、委託業務名、商号又は名称及び代表者名を記入すること。

ケ 2回目以降の入札に限り、代理人が入札することができ、その場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要であること。

10 開札の場所及び期日等

（場所）長崎県庁行政棟6階入札室

（期日）令和2年3月27日 午前11時00分開始

開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局等に確認すること。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの（2件以上）を提出する場合。なお、「同規模」の契約については、見積もった契約希望金額を次の3段階に区分し判断すること。

㍑ 3,000万円以上

㍒ 3,000万円未満1,000万円以上

㍓ 1,000万円未満

入札保証金を納付する場合は、入札保証金納付申出書を令和2年3月13日午後5時までに5の部局等へ持参又は郵送により提出すること。申出書提出後に県より交付される保管金受入決議書兼通知書及び保管金払込書により、入札保証金を最寄りの公金取扱銀行にて納付し、銀行の領収印が押印された領収書の写しを入札保証金納入届出書に添えて令和2年3月19日午後5時までに5の部局等へ持参又は郵送により提出すること。なお、申出書及び届出書を郵送にて提出する場合は、書留郵便（一般書留又は簡易書留）により各々の提出期限必着とする。

入札保証金の免除手続については、入札保証金免除申請書に必要書類を添えて令和2年3月9日午後5時までに5の部局等へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は、書留郵便（一般書留又は簡易書留）により令和2年3月9日午後5時までに必着とする。

(2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国（公社及び公団を含む。）との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合。なお、「同規模」の契約については、契約金額を次の3段階に区分し判断すること。

㍑ 3,000万円以上

㍒ 3,000万円未満1,000万円以上

㍓ 1,000万円未満

12 再度の入札における入札者が代理人である場合の委任状の提出

再度の入札者が代理人である場合は、委任状（委任者の届出済みの印鑑を押印したものに限る。）の提出が必要である。なお、適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1) から(8)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(6) 入札書が所定の日時までに到着しないとき。

(7) 競争入札参加資格を有する者のうち、落札決定の日までの間において、2に掲げる告示の2に掲げる要件のいずれかに該当することになった者が入札したとき。

(8) 交付を受けた入札説明書を同一公告の他の入札参加希望者に提供、賃貸又は閲覧に供した者（第三者を紹介して行った者を含む。）が入札したとき。

(9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であると

き。

- (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で申込みをした者のうち、最低価格をもって申込みをしたものを契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 契約の不締結等

落札者が、落札決定の日から契約締結の日の前日までの間において、2に掲げる告示の2に掲げる要件のいずれかに該当することになった場合は、契約を締結しない。この場合、落札者に損害が生じて、長崎県は一切の損害賠償の責めを負わない。

16 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

競争入札参加資格がないと認められた者又は落札者とされなかった者は長崎県建設関連業務委託苦情処理手続要綱に準じ、契約担任者に対して競争入札参加資格がないと認めた理由又は不服のある事実について説明を求めることができる。この場合において、同要綱の別表中「落札候補者のうち不適格と認められた者」を「競争入札参加資格がないと認められた者」と、「不適格と認めた理由」を「競争入札参加資格がないと認めた理由」と、「競争参加資格要件不適格通知書」を「資格審査結果通知書」と読み替える。

説明を求めることができる期間及びその回答期限は次のとおりとする。

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた理由に対する苦情申立期限等
 - ア 競争入札参加資格がないと認められた理由に対する苦情申立期限
資格審査結果通知書による通知をした日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）
 - イ 上記回答期限
苦情申立期限の日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）
 - ウ 上記回答に対する再苦情申立期間
回答を行った日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）
- (2) 落札者とされなかった理由に対する苦情申立期間等
 - ア 落札者とされなかった理由に対する苦情申立期間
入札結果の公表を行った日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）
 - イ 上記回答期限
苦情申立期限の日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）
 - ウ 上記回答に対する再苦情申立期間
回答を行った日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）
- (3) 問合せ先
5の部局等とする。

17 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている「政府調達に関する協定」の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等

この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。

(4) その他、詳細は入札説明書による。

(5) 入札制度関係要綱要領（長崎県建設関連業務委託苦情処理手続要綱等）等は、長崎県ホームページに掲載する。

<http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/tochi-kensetsugyo/test-tochi-kensetsugyo/>

(6) 不明な点に関する問合せ先

5 の部局等

18 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Nature:

Renovation and operation management of Electronic bidding system.

Quantity:

One contract

(2) Fulfillment period:

March 31st, 2021

(3) Fulfillment place :

To be designated by the Public Works Department of Nagasaki Prefectural Government's Construction Planning Division.

(4) Time-limit for tender :

5:00p.m. March 26th, 2020

(5) Date and time for the opening of tender :

11:00a.m. March 27th, 2020

(6) Point of Contact :

Construction Planning Division, Public Works Department, Nagasaki Prefectural Government.

3-1 Onoue-machi Nagasaki 850-8570 Japan

TEL 095-894-3023

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、佐世保市長から公共測量（MMSによる画像データ・レーザ点群データ計測）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和2年2月14日

長崎県知事 中村 法道

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
佐世保市一円	令和2年2月10日から 令和2年3月19日まで

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、佐々町長から公共測量（GIS測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和2年2月14日

長崎県知事 中村 法道

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
佐々町全域	令和2年1月23日から 令和2年3月18日まで

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧（公告）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めた施行細則（平成16年長崎県規則第62号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、法第7条第1項の土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）及び法第9条第1項の土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定しようとする範囲の縦覧については、次のとおりである。

令和2年2月14日

長崎県知事 中村 法道

- 1 縦覧期間 令和2年2月14日から令和2年2月27日まで（土日祝日を除く勤務時間内）
- 2 縦覧場所 五島振興局上五島支所建設部建設課、新上五島町役場建設課
- 3 縦覧の対象となる町名と土砂災害の種類
 - (1) 南松浦郡新上五島町若松郷
急傾斜地の崩壊及び土石流
 - (2) 南松浦郡新上五島町間伏郷
急傾斜地の崩壊及び土石流
 - (3) 南松浦郡新上五島町漁生浦郷
急傾斜地の崩壊
 - (4) 南松浦郡新上五島町有福郷
急傾斜地の崩壊及び土石流
 - (5) 南松浦郡新上五島町日島郷
急傾斜地の崩壊及び土石流
 - (6) 南松浦郡新上五島町榊ノ浦郷
急傾斜地の崩壊及び土石流
 - (7) 南松浦郡新上五島町西神ノ浦郷
急傾斜地の崩壊及び土石流
 - (8) 南松浦郡新上五島町荒川郷
急傾斜地の崩壊及び土石流
 - (9) 南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷
急傾斜地の崩壊及び土石流
 - (10) 南松浦郡新上五島町岩瀬浦郷の一部
急傾斜地の崩壊
- 4 意見書の提出
 - (1) 警戒区域及び特別警戒区域として指定しようとする土地に対して所有権その他の権利を有する者で、指定しようとする範囲について意見があるときには、縦覧場所に備え置いている意見書用紙（規則様式第1）に記入のうえ、縦覧期間満了の日までに縦覧場所の意見箱又は下記の提出先に郵送（当日消印有効）により提出することができる。
 なお、提出された意見書に氏名若しくは住所の記載がないもの若しくはこれらの記載内容に虚偽があるもの又は指定しようとする範囲とされる土地の区域以外に関する記述のあるものは無効とする。
 - (2) 前号の意見書を提出できる権利者であって、病気等の都合により代理者による意見書の提出を行う場合は、代理者の資格及びその理由を示す書面が必要である。
 - (3) 前2号により提出された意見書等で有効なものは、法第7条第3項及び第9条第3項の規定に基づき新上五島町長に意見聴取を求める際に添付する。
 - (4) 提出先
 〒857-4211 長崎県南松浦郡新上五島町有川郷578番地2号
 五島振興局上五島支所建設部建設課

落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公告する。

令和2年2月14日

長崎県知事 中村法道

1 落札者等にかかる工事内容

- (1) 工事番号 31債長振長単第11号
- (2) 工 事 名 高田南宅地整備事業
- (3) 工事場所 長崎県西彼杵郡長与町高田郷
- (4) 工事概要 設計施工一括方式
 - 設計業務 道路詳細設計L=4.8km 整地設計A=18.0ha
宅地詳細設計A=9.5ha
 - 建設業務 切土工V=632,500m³ 盛土工V=545,400m³
捨土工V=128,200m³ 道路築造工L=6,156m
道路擁壁工L=677m 宅地擁壁工L=11,317m
- (5) 予定価格 4,769,934,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

長崎県土木部建築課

〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号

電話 095-894-3091

3 落札決定日

令和元年12月20日

4 落札者の氏名及び住所

松尾建設・西海建設・田浦組・第一復建・ペック高田南宅地整備事業共同企業体

代表構成員 松尾建設株式会社 長崎支店 支店長 嘉村大輔
長崎市興善町6番10号

その他構成員 株式会社西海建設 代表取締役 寺澤孝憲
長崎市興善町2番8号

その他構成員 株式会社田浦組 代表取締役 岩永一洋
長崎市滑石2丁目6番24号

その他構成員 第一復建株式会社 長崎事務所 所長 権藤政雄
長崎市栄町5番5号

その他構成員 株式会社ペック 代表取締役 杉山玲子
長崎市下西山町7番1号

5 落札金額

4,437,613,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

令和元年9月13日

8 落札評価値（3.831）**一般競争入札の実施（公告）**

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和2年2月14日

長崎県知事 中村 法道

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量
2入札第4号 船舶用燃料（免税軽油）【単価契約】
予定数量 892,000 リットル
- (2) 購入物品の特質等

仕様書のとおり。

(3) 納入期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日

(4) 納入場所及び条件

長崎県漁業取締船（5隻）

（積込港）（1回の最大給油量）

新長崎漁港 43,000 リットル

長崎港 10,000 リットル

佐世保港 10,000 リットル

条件の詳細については入札説明書による。

(5) 入札の方法

前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（単価）を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る資格を得ていること。

(4) この公告の日から10の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) この公告の日から10の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（名称）長崎県出納局物品管理室

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3-1

（電話）095-895-2884

（提出期限）令和2年3月6日 17時00分

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3-1

（名称）長崎県出納局物品管理室

（電話）095-895-2881

5 契約条項を示す場所

4の部局等とする。

6 入札説明書の交付方法

長崎県出納局物品管理室ホームページ上（<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>）において、掲載する。

7 一般競争入札参加申請書の提出場所及び提出期限

入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。

（提出場所）長崎県出納局物品管理室

（提出期限）令和2年3月26日 17時00分

- 8 船舶燃料供給にかかる確約書及び品質保証書の提出場所及び提出期限（この入札に参加する者は必ず提出すること）
（提出場所）長崎県出納局物品管理室
（提出期限）令和2年3月16日 17時00分
- 9 入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨
日本語及び日本国通貨
- 10 入札の場所及び期日等
（場所）長崎県庁行政棟1階入札室
（期日）令和2年3月27日 10時00分開始
開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。
（郵送による場合の入札書の受領期限等）
（受領期限）令和2年3月26日17時00分（必着）
（提出先）長崎県出納局物品管理室
（その他）郵送による場合は書留郵便により上記受領期限内必着のこと。
- 11 入札保証金及び契約保証金
（1）入札保証金
免除する。
（2）契約保証金
契約金額（契約単価に予定数量を乗じて得た金額に、当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をいう。以下同じ。）の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合
- 12 入札者が代理人である場合の委任状の提出
入札者が代理人である場合は、委任状（委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。）の提出が必要である。
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 13 入札の無効
次の入札は無効とする。また、次の(1)から(14)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。なお、(7)及び(17)から(21)は、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。
（1）競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
（2）一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。
（3）入札者が法令の規定に違反したとき。
（4）入札者が連合して入札をしたとき。
（5）入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
（6）入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
（7）入札書が所定の日時までに到達しないとき。
（8）指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
（9）長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
（10）船舶燃料供給にかかる確約書を提出していない者が入札をしたとき。
（11）船舶燃料供給にかかる確約が承認されなかった者が入札をしたとき。
（12）品質保証書（添付書類を含む。）を提出していない者が入札をしたとき。
（13）入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
（14）入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県へ届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。）

等、入札者の意思表示が確認できないとき。

- (15) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (16) 入札書に記載された金額が訂正されているとき。
- (17) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。
- (18) 代理人が入札したとき。
- (19) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
- (20) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
- (21) 内封筒に、入札番号又は入札物品名のいずれか若しくはその両方の記載がないとき。
- (22) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
Tax-exempt Light Oil, 892,000 litter
- (2) Delivery period:
From April 1, 2020 to March 31, 2021
- (3) Delivery place:
New Nagasaki Fishing Port, Nagasaki Port and Sasebo Port
- (4) Time-limit for tender by registered mail :
5:00 p.m. March 26, 2020
- (5) Date and time for the opening of tenders:
10:00 a.m. March 27, 2020
- (6) Point of Contact:
Goods Management Office, Treasury, Nagasaki Prefectural Government.
3-1 Onoue-machi Nagasaki 850-8570 Japan
TEL. 095-895-2881

公安委員会規則

大型免許等を受けようとする者に対する講習の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月14日

長崎県公安委員会委員長 片岡 瑠美子

長崎県公安委員会規則第1号

大型免許等を受けようとする者に対する講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

大型免許等を受けようとする者に対する講習の実施に関する規則（平成6年長崎県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中の「A T限定大型二輪免許を受けようとする者に対しては総排気量600CC以上650CC以下、限定なし大型二輪免許を受けようとする者に対しては総排気量700CC以上の」及び「(以下「大型自動二輪車」という。)」を削る。

第2条第6号中の「小型限定普通二輪免許を受けようとする者に対しては総排気量100CC以上125CC以下、小型限定を除く普通二輪免許を受けようとする者に対しては総排気量300CC以上の」及び「(以下「普通自動二輪車」という。)」を削る。

別記様式第1号中	「 写 真 」	を削り、	「 市 丁目 郡 町 番地 」
を	「 市 丁目 郡 町 」	に	「 自 宅 携 帯 電 話 勤 務 先 」
() — () — () —		を	「 自 宅 () 携 帯 電 話 () 」
— —			に改める。

附 則

この規則は、令和2年2月15日から施行する。

運転免許証の更新時講習等の実施に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和2年2月14日

長崎県公安委員会委員長 片岡 瑠美子

長崎県公安委員会規則第2号

運転免許証の更新時講習等の実施に関する規則を廃止する規則

運転免許証の更新時講習等の実施に関する規則（平成26年長崎県公安委員会規則第13号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和2年2月14日から施行する。

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第3号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第7条の規定により、次のとおり公示する。

令和2年2月14日

長崎県公安委員会委員長 片岡 瑠美子

- 1 検定を行う警備業務の種別及び区分
貴重品運搬警備業務2級
- 2 検定の日時、場所及び検定予定人員

- (1) 日時
令和2年5月21日（木）午前10時から午後6時までの間
- (2) 場所
長崎県西彼杵郡時津町野田郷62番地 とぎつカナリーホール
- (3) 検定予定人員
20人

3 受検資格

受検資格は、警備員又は警備員になろうとする者で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 長崎県内に住所を有する者
- (2) 長崎県内の営業所に属する警備員

4 検定試験内容

(1) 学科試験

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- エ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

- ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- イ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(3) 検定の方法

検定においては、学科試験を実技試験の前に行うものとし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

5 検定申請の手続

(1) 申請期間、申請先等

申 請 期 間	申請時間	申 請 先
令和2年2月25日（火）から同年3月4日（水）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。	午前9時から 午後5時まで	申請者の住所地を管轄する警察署又は申請者が警備員である場合は、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署

※ 検定申請の受付は、先着順とし、予定人員に達した場合は、申請期間の途中でであっても締め切る。また、郵送による検定申請は、受け付けない。

検定申請は、受検者本人が行うものとするが、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

(2) 提出書類

- ア 検定申請書 1通
- イ 申請者が警備員である場合は、次に掲げるいずれかの書面
 - ㍿ 申請者の住所地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、住所地を疎明する書面 1通
 - ㍿ 申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、次に掲げるいずれかの書面
 - a 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 いずれか1通
 - b 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が異なる場合は、当該営業所に属することを疎明する書面 1通
- ウ 申請者が警備員でない場合は、住所地を疎明する書面 1通
- エ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉

6 検定手数料

16,000円

検定申請時に、長崎県収入証紙により納付すること。

なお、検定申請の受付後は、納入された検定手数料は返還しない。

7 合格発表

本検定の合格発表は、当日検定場所において本人に対して行う。

8 問合せ先

(1) 長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

(2) 長崎県警察本部生活安全部生活環境課許可業務指導室営業第二係（警備業担当）（電話 095-820-0110 内線3185）

長崎県公安委員会告示第4号

長崎県地域交通安全活動推進委員及び長崎県地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成17年長崎県公安委員会規則第8号）第8条の規定により、地域交通安全活動推進委員の辞職を承認したので公示する。

令和2年2月14日

長崎県公安委員会委員長 片岡 瑠美子

辞職を承認した者

氏名	活動区域	辞職を承認した日
松本 好男	平戸警察署の管轄区域	令和2年1月31日

雑 報

一般競争入札の実施（公告）

長崎県立大学バス運行管理業務（大型バス）について一般競争入札に付すので、次のとおり公告する。

令和2年2月14日

長崎県公立大学法人理事長 稲永 忍

1 一般競争入札に付する事項

(1) 運行管理業務の名称

長崎県立大学バス運行管理業務（大型バス）

(2) 運行管理業務の内容等

入札説明書による。

(3) 運行管理期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日

(4) 車両保管場所

長崎県西彼杵郡長与町まなび野1-1-1 長崎県立大学シーボルト校

(5) 入札の方法

ア 入札書に記載する金額は、入札説明書に示す基本業務運行料の単価及び時間外業務運行料等の単価により算出した年間の合計金額とすること。

イ 落札の決定は、入札書に記載した運行管理業務料金の年間予定総額によって行う。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程（平成17年規程第19号）第3条の規定に該当しない者であること。

なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。

(2) 競争入札参加者の資格は、長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める要件に基づき、(3)に掲げる事項について審査し決定する。

(3) 審査事項

- ア 年間売上高
- イ 営業年数
- ウ 従業員数
- エ 財務比率（売上高当期利益率、固定長期適合率及び流動比率）

(4) この公告の日から8の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) この公告の日から8の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

3 資格審査申請の方法

(1) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この公告の日から4の部局において、入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、長崎県公立大学法人のホームページから入手することもできる。

(2) 申請書の提出方法

申請書を提出する者は、申請書に次の書類を添え、令和2年3月4日（水）17時00分までに4の部局に提出すること。

- ア 誓約書
- イ 委任状
- ウ 営業概要書
- エ 法人にあっては、次の(ア)及び(イ)
 - (ア) 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
 - (イ) 前事業年度及び前々事業年度の各決算報告書のうち貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書
- オ 個人にあっては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)
 - (ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - (イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
 - (ウ) 前年度及び前々年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書
- カ 県税に関し未納がないことを証する証明書
- キ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
- ク 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
- ケ 印鑑届（様式第2号）
- コ 口座振替申込書（様式第3号）

※ 提出書類（写しとしているものを除く。）は原本とし、参加資格申請日より3月以内に発行されたものに限る。

(3) 申請書等の作成に用いる言語及び通貨

申請書は、日本語及び日本国通貨で作成すること。

4 当該契約に関する事務を担当する部局の名称等

- （住所）〒858-8580 長崎県佐世保市川下町123
- （名称）長崎県公立大学法人事務局総務課総務グループ
- （電話）0956-47-2191

5 契約事項を示す場所

4の部局とする。

6 入札説明書の交付期間及び場所

- （期間）この公告の日から令和2年2月26日（水）17時00分までの間
（大学の休日及び2月25日（火）（前期入試日程）を除く。）
- （場所）4の部局とする。
- （受領）入札参加希望者は、必ず入札説明書を受領すること。

7 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札・開札の場所及び期日等

(期日) 令和2年3月11日(水) 15時00分開始

(場所) 長崎県立大学佐世保校 大学院棟2階616教室

入札当日が悪天候(大雨、台風接近等)等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

徴しない。

ただし、落札者が契約を結ばない場合は損害賠償金として落札価格の100分の5の金額を徴する。

(2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 本法人を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県、長崎県公立大学法人、国公立大学法人、他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上締結し、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

10 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

11 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(8)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をしたとき。

(6) 入札書が会計責任者の定めた入札条件に違反したとき。

(7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(8) 長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除処置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(10) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき等、入札者の意思表示が確認できないとき。

(11) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(12) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(13) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

12 落札者の決定方法

(1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第5条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県から指名停止措置を受けた場合、又は受けることが明らかである場合は、落札決定を取り消すこととする。

(4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかである場合は、落札決定を取り消すこととする。

13 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) この契約は、単価契約とする。

(3) その他、詳細は入札説明書による。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
二一一
二一一
四一

印刷所
長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
印刷
弥ト